（管轄区域の特例）

第五十七条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、第十条第一号から第二十二号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
（略）	（略）	（略）
第四十二条第七号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

附　則

（次長の設置期間の特例）

第二条　第一条の次長は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の放射能汚染対策課は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第四条　第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第七条第二項の離島希少種保全専門官（前項に規定するものを除く。）は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管轄区域の特例）

第五十七条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
第八条第十三号及び第十四号、第九条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十六号まで、第十条第一項第一号から第二十二号まで、第十二条第一号から第五号まで、第七号及び第十八号から第二十一号まで、第十三条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	東北地方環境事務所	福島県内の区域
（略）	（略）	（略）
第四十一条第七号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

附　則

（次長の設置期間の特例）

第二条　第一条の次長は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の放射能汚染対策課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国立公園利用企画官の設置期間の特例）

第四条　第七条第二項の国立公園利用企画官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第五条　第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第七条第二項の離島希少種保全専門官（前項に規定するものを除く。）は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。